	⑶　局ごとに、加入系管路条km及び加入系管路亘長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 ⑷　⑶の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び⑵のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路亘長km及び音声系インナーパイプ延長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。 局ごと加入系管路投資額 ＝音声系加入系管路条km×（加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価
中継系管路	1　設備量の算定 ⑴　ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を１管路当たり最大ケーブル条数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。 ⑵　⑴の中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条km及び音声系中継系管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 ＝音声系中継系管路条km×（中継系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋音声系中継系管路亘長km×中継系管路亘長km当たり単価
加入系中口径管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 ⑶　局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝音声系加入系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価
中継系中口径管路	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。 ⑵　ループごと及び局ごとに、⑴の中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。 ループごと中継系中口径管路投資額 ＝音声系中継系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価
加入系共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。 ⑵　局ごとに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長kmとする。